次世代 IT 労務月報 2024 年 9 月 1 日

## · 次世代 T 労務月報

2024年 9月号 NO.25 発行者・文責

## ◎ 社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-1165 岐阜市西改田宮西 26-1 エス B101 号室 電 話:090-2944-6028 FAX:058-227-4742

e-mail: inoue@next21it-sr.com H P: https://next21it-sr.com/



トピックス

◆開業二周年記念の御礼と今後について

◆ 労務 Q & A (賃金控除について) ◆ 労働条件明示のルール変更について

## ●開業二周年記念の御礼と今後について

2022 年 9 月 1 日に開業してから、瞬く間に 2 年が経過しました。

1年目から引続きご契約を交わして頂いている顧問先様、2年目以降から快く契約を交わして下さった顧問先様、貴重な時間を裂いて顧客をご紹介して下さったご親切な方々に対し深く感謝申し上げます。

お陰様で 6月1日から新たに事務所を新設することができました。その節はお客様から贈答品やお祝いの言葉を頂戴し有難うございました。新設後はパソコンを3台導入したことにより、スタッフが来てもらえるようになり、業

より、スタッフが来てもらえるようになり、業務 効率が更によくなりました。



6月1日から新設したオフィス

1年目は、実務経験がない中で労働保険の申告や月額算定基 礎届等の申請がとても苦労しましたが、2年目以降は比較的順 調に電子申請等をこなすことが出来ました。

今般、出**勤管理の電子化**が進んでおり、当事務所においても 実際に導入し、協力者のご指導を受けながら顧問先に提供でき るように実用化に向けて取り組んでおります。

工賃の値上げが困難で、物価高騰の歯止めがかからない厳し い経済情勢の中で少しでも事業所及び労働者の待遇改善に向 けて、定年延長、有期雇用から無期雇用への転換等の助成金を 紹介していきたいと思います。

更に、本年 10 月からの地域別最低賃金が全国平均 50 円引上げの目安であることを受け、事業場内最低賃金の引上げ及び設備投資による業務改善助成金の申請代行業務を積極的に取り組んでいきたいと思います。



ネスカフェ バリスタ 【(株)太陽様より】

今後も労務管理等に関し「プラス α のサービスの提供」が実 現できるように、全力で取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

- Q 賃金から控除できるものに制約はありますか?
- A 労働基準法第24条において「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。」と定められておりますが、3つの例外があります。
  - 1. 法令に別段の定めがある場合、2. 社員の過半数で組織する労働組合があり、その組合との書面による協定がある場合、3. 社員の過半数で組織する労働組合がない場合で、社員の過半数を代表する者との書面による協定(賃金控除協定書)がある場合があります。つまり、所得税、健康保険料・厚生年金保険料、国民健康保険料、雇用保険料、住民税以外は、いかなる理由があっても労使協定がなければ給与から控除することができないことになります。



**2024年4月1日から**「労働基準法施行規則」と「有期労働契約の締結、更新及び雇 止めに関する基準」の改正に伴い、労働条件の明示事項が変更されております。

下表の通りとなっておりますので明示の対象者、タイミング、内容についてご確認 下さい。

1 就業場所・業務の変更の範囲の明示(全ての労働者が対象)

全ての労働契約の締結と有期労働契約のタイミングごとに、「**雇い入れ直後**」の 就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示が必要に なります。

【ポイント】労働契約の締結時と有期労働契約の更新時に、書面による明示が必要 【記載例】 就業場所 雇入れ直後:仙台支店

変更の範囲:会社の定める支店(ただし会社の承認を受けた場合はAブロック内の支店(詳細は就業規則第〇条参照))

従事すべき業務 雇入れ直後:原料の調達に関する業務

変更の範囲:会社の定める業務

2 更新上限の明示(有期契約労働者に対する明示事項)

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、**更新上限**(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

【ポイント】契約更新の上限を定めないときは「**な**し」と**記載**すること。

更新上限を新たに設けようとする場合、更新上限を短縮 しようとする場合は、**あらかじめ理由を労働者に説明す ること**が必要になります。

【記載例】 明示内容「通算契約期間の上限は4年間とする。」

3 無期転換申込機会の明示(有期契約労働者に対する明示事項)

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに**無期転換を申し込むことができる旨の明示**が必要になります。

【記載例】「本契約期間中に無期労働契約締結の申込みをした時は、本契約期間満了 の翌日から無期雇用に転換することができる。」

4 無期転換後の労働条件の明示(有期契約労働者に対する明示事項)

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに**無期転換後の労働条件の**明示が必要になります。

【記載例】「無期転換後の労働条件は本契約と同じとする。」

